

各 位

会社名 石油資源開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 秀一
コード番号 1662 東証第一部
問合せ先 広報IR部長 中本 亮一
電話番号 03-6268-7110

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成26年5月12日開催の当社取締役会及び同年6月25日開催の当社第44回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）が、その有効期間は、上記定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、旧プランは、平成29年6月28日開催予定の当社第47回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき独立性の高い社外取締役3名を含む取締役の全員一致で承認可決がなされており、また、社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、本更新に異議がない旨の意見を述べております。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買

付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記2.1.に述べるような当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和30年の創業以来、石油及び可燃性天然ガスの自給度の向上を主たる目的として事業を展開し、埋蔵量ゼロから出発し、順次新規油・ガス田の発見を重ねるなかで現在の経営基盤を確立し、石油・天然ガス資源の探鉱、開発、販売事業を中心的事業として営んでおります。

当社の企業価値の源泉は、石油・天然ガス資源に係る鉱区権益を自ら取得し、探査、採掘、販売までを一貫して行うビジネスモデルにあります。また、産業活動あるいは市民生活における血流とも言えるエネルギーの供給に携わる企業として、当社は、安定供給・安全操業の維持、確保という点においてきわめて重い責務を担うとともに、高い公共性を有する事業を行っております。

こうしたビジネスモデルは、当社が保有する、①高度な石油・天然ガス探査技術、②国内及び海外における油・ガス田開発技術及び操業ノウハウ、並びに、③国内における天然ガス輸送パイプラインネットワークの構築とこれを利用した長期・安定的な供給実績の積み重ねに基づく顧客・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、などに裏打ちされたものであります。

新たな油・ガス田の探鉱から生産に漕ぎつけるまでには、10年以上の期間を要することも稀ではなく、長期的な視点に立った事業展開とともに、地球環境保全への配慮を通じた社会

貢献が必要とされています。また、エネルギー資源の確保に関する国際競争の激化が予想される昨今の国際エネルギー情勢に鑑みれば、当社の事業の持続的な発展と企業価値の向上には、こうした当社の保有技術・ノウハウの向上や人材の確保、各ステークホルダーとの信頼関係の更なる強化を目指した取組みが必要不可欠であり、これがこれまでと同様、将来の当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制の整備を図ることは、探鉱・開発・生産・販売を事業の軸とする当社において重要な課題です。また、国内天然ガス事業に係る競争の激化や地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化等、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、平成27年5月、当社は新たに今後10年程度を見据えた長期経営ビジョン（以下「長期ビジョン」といいます。）とその達成に向けた平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とした中期事業計画を公表いたしました。

今次長期ビジョン及び中期事業計画においては、引き続き、前中期事業計画（平成24年3月期～平成28年3月期）（以下「前中計」といいます。）に掲げた「事業拡大の3本柱」（「探鉱・開発の効率的実施と新規埋蔵量の発見」、「効率的な天然ガス一貫操業システムの強化」、「技術研究開発及び環境問題への取組み」）をさらに発展させるべく、今後の取組みの方向性をまとめました。その要旨は以下のとおりです。

（長期ビジョン）

「石油・天然ガスE & Pを軸とする総合エネルギー企業への転換」

当社は、前中計に基づき事業基盤の海外シフトを進めており、カナダオイルサンドハンギングストーン鉱区拡張エリアの開発移行や、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州におけるシェールガス開発・生産プロジェクト及び同州で検討中のLNGプロジェクトを軌道に乗せ、生産操業開始以降の投資回収及び収益貢献を確実なものとするのが、前中計に掲げたE & P事業海外シフトの第2、第3段階（生産量及び埋蔵量の増加と再投資サイクルの確立）に相当し、2025（平成37）年の飛躍に向けた重要なステップであると位置づけます。

また、国内でのE & P事業について、既存油ガス田の価値最大化や国の基礎調査等を通じた海洋における新規ポテンシャルの追求に取り組む一方、鉱業の宿命として生産量・埋蔵量の減退が顕在化した場合にも、国内顧客へのエネルギー安定供給を全うすることを当社グループの第一の使命として堅持した上で、国内ガス供給インフラの一層の活用・拡充を図ってまいります。

加えて、油価変動が業績に与える影響度を極力軽減し、経営の安定性を高める観点から、

事業の多様化への取り組みが必要であると認識します。

そのため、これまでE & P事業にほぼ特化してきた当社の事業分野について、発電事業を含む石油・天然ガス供給の関連分野（天然ガス火力発電、LNGカーゴ売買、基地周辺事業等）や、保有するE & P専門技術と親和性・共通性のある新事業（環境・新技術事業の収益事業化、海洋鉱物資源の探査事業等）に積極的に拡大し、従来型E & P事業に留まらない事業からの収益拡大を目指します。

それぞれの事業については、以下のような事業展開方針で取り組んでいます。

項 目		取組み目標・方針
事業展開方針	E&P 事業	・ 進行中プロジェクトの着実な遂行と生産段階での収益確保 ・ 国内でのポテンシャル追求と効率的操業体制の構築 ・ 進行中プロジェクトの開発を着実に軌道に乗せるとともに、中長期的に、RRR>1(注)を維持 (注)RRR : Reserve Replacement Ratio = (一定期間中の)「埋蔵量の増加分」÷「生産量」
	国内天然ガス等供給事業	・ 調達ソースと供給形態の多様化と規模の拡大 ・ 相馬 LNG 基地の運開及び発電事業の実現 ・ 2025 年までに天然ガス取扱量 250 万 t (LNG 換算) のサプライヤーを目指す。
	環境・新技術事業	・ メタンハイドレートの新技術開発 ・ CCS の実証推進及び民間事業化要件（制度等）の整備 ・ 地熱発電事業の推進 等
	CSR 経営	・ 重点課題「SHINE」への取組み推進
収益目標		・ 進行中案件の徹底管理による収益規模の拡大 ・ 油価低迷時の「安定配当の維持」 ・ 将来の油価回復及び進行中プロジェクトの収益実現段階での配当水準の向上等による株主還元の拡充

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。また、当社は、効率性と透明性の高い経営を行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たすことによる信頼関係の構築が長期安定的な成長への道筋と捉え、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

まず、当社は、代表取締役及び取締役会において担当職務を定めて指名された取締役又は執行役員が業務執行者となり、取締役会及び監査役（並びに全監査役で構成する監査役

会)がその業務執行を監督する役割を負っております。

そして、取締役会の監督機能を強化するため、高い識見を有する独立性の高い社外取締役を3名選任しており、これらの社外取締役から議案、審議等につき積極的に発言がなされることにより、取締役会において活発な議論がなされております。また、社外取締役に十分に情報を提供し、その機能を適切に発揮していただくため、社長との定期的な意見交換会開催、社外取締役共同執務室の設置及び秘書室による執務サポートなどを行うとともに、社外役員に対する取締役会議案の事前説明、社外役員間の情報や意見交換などを図る場として「社外役員連絡会」を設置しております。

監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役がその他の重要会議に出席するとともに、業務を執行する各取締役又は執行役員と随時意見交換を行うことにより、監督機能を果たしております。また、内部監査として、監査室が、社長直轄のもと各部署における内部統制の実効性の検証を含め、法令及び社内諸規程の遵守その他適正な業務執行がなされているかの監査にあたっております。

一方、内部統制につきましては、内部統制委員会が主体となって、業務の適正を確保するための体制の点検、整備を継続しております。

さらに、こうした経営機構上のコーポレート・ガバナンスに加えて、決算説明会の開催、ホームページの充実などのIR活動により、経営の透明性を高めることを通じて、時々の状況下で最適な業務執行の実現を期しております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

1. 本更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

なお、平成29年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙4「当社株式の保有状況の概要」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社株式の大量取得行為に関する提

案はなされておりません。

なお、当社は、平成15年12月、石油公団（当時）が保有していた当社株式の一部の売出しにより、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しましたが、この結果、同公団の所有株式数の割合は、65.74%から49.94%に低下しました。

さらに、同公団が保有していた当社株式は、同公団の廃止に伴い、平成17年4月1日付で国（経済産業大臣）に承継されるとともに、平成19年6月15日を受渡期日とする株式売出しにより、当該保有株式のうち15.94%相当分が売却された結果、同大臣の所有株式数の割合は34.00%まで低下し、現在に至っております。¹

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性

¹ 平成13年12月に閣議決定された「特殊法人整理合理化計画」を受けて、平成14年7月、石油公団廃止法等が制定されるとともに、同計画において、同公団保有の開発関連資産（当社株式も含まれます。）は、厳正な資産評価の上、整理又は売却等の適正な処理を行うこととされました。こうした方針のもと、経済産業省は、平成15年3月、総合資源エネルギー調査会において「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針」を策定し、本文記載のとおり、当社株式の公開・上場（平成15年12月）及びそれに続く売出し（平成19年6月）により、当社株式の売却が順次進められてきた経緯にあり、残る株式についても引き続き売却される可能性があります。

を確保することとしています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続（概要は別紙1「本プランに係る手続の流れ」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等が付されていないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限り、

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）¹¹
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係に関する情報
- ⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として最長60日とします。）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします（但し、延長期間の合計は、原則として30日間を上限とします。）。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、

引き続き買付者等より情報提供を受け又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができますものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思

の確認を経るべき旨の留保を付した場合、又は、②ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

- (a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹²、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹³、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁴（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」

¹² 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

と総称します。)は、一定の例外事由¹⁵が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合¹⁶には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

¹⁵ 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

¹⁶ 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新については、当社定款第12条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に対して委任することについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にも不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提とし

ているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を

提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を執った場合、非適格者以外の株主の皆様は、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者の有する本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従って措置を講ずることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

上記三1.「本更新の目的」にて記載したとおり、当社は、本定時株主総会における、当社の定款の規定に基づく当社取締役会への新株予約権無償割当てに関する事項の決定の委任に関する株主の皆様のご承認を条件として本更新を行います。

また、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定める場合、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するとしています。

加えて、上記三3.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、本プランの発動に際しての実質的な判断は、独

立性の高い社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(d)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

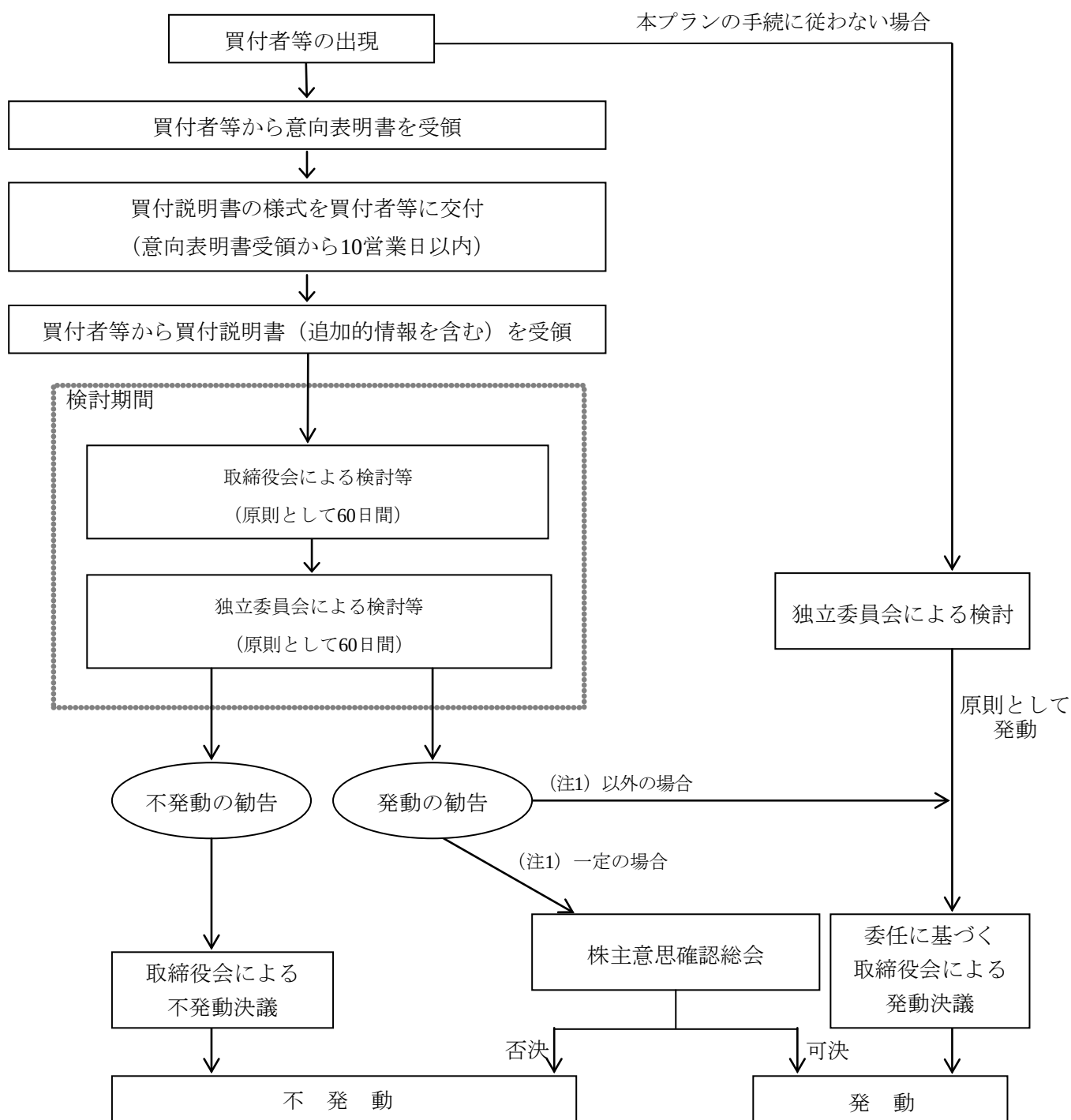
⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三3.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

本プランに係る手続の流れ



(注)1. 当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合、又は、②「発動事由その2」の該当可能性が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

(注)2. 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、本プランの内容を簡略化した上で、作成されたものです。本プランの詳細については、プレスリリース本文をご参照下さい。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役(選任される予定の者を含む。)、(ii)当社社外監査役(選任される予定の者を含む。)、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う(但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との協議・交渉
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主意思確認総会招集の可否の判断

- ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に情報を提供するように求めることができる。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
 - ・独立委員会は、買付者等から受領した情報を当社取締役会に対して開示することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

土屋 恵一郎（つちや けいいちろう）

（昭和21年12月23日生）

	職	歴
昭和55年 4月	明治大学法学部講師	
昭和61年 4月	同大学法学部助教授	
平成4年 4月	同大学法学部教授（現在に至る）	
平成16年 4月	同大学法学部長	
平成20年 4月	同大学常勤理事	
平成28年 4月	同大学長（現在に至る）	

※土屋恵一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

小島 明（こじま あきら）

（昭和17年7月18日生）

	職	歴
昭和40年 4月	(株)日本経済新聞社入社	
平成9年 5月	同社取締役・論説主幹	
平成12年 5月	〃 常務取締役・論説主幹	
平成15年 5月	〃 専務取締役	
平成16年 5月	(公社)日本経済研究センター会長	
平成21年 7月	政策研究大学院大学客員教授	
平成23年 4月	政策研究大学院大学理事・客員教授（現在に至る）	
平成27年 6月	当社取締役（現在に至る）	

※小島 明氏は、会社法第2条第15条に規定される当社社外取締役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

渡辺 裕泰（わたなべ ひろやす）

（昭和20年4月11日生）

		職 歴
昭和44年	7月	大蔵省入省
平成14年	7月	国税庁長官
平成16年	4月	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
平成27年	6月	当社監査役（現在に至る）
平成28年	12月	日比谷パーク法律事務所顧問（現在に至る）

※渡辺 裕泰氏は、会社法第2条第16条に規定される当社社外監査役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社株式の保有状況の概要（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 57,154,776株（自己株式 2,139株を含む）
3. 株主数 14,978名
4. 大株主（上位10名）

順位	株主名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合
1	経済産業大臣	19,432,724	34.00%
2	国際石油開発帝石株式会社	2,852,212	4.99%
3	JFEエンジニアリング株式会社	1,848,012	3.23%
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,417,400	2.48%
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口）	1,357,800	2.38%
6	ステート ストリート バンク アンドトラ スト カンパニー	1,241,426	2.17%
7	ステート ストリート バンク アンドトラ スト カンパニー 505103	1,076,039	1.88%
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口4）	1,000,600	1.75%
9	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	803,293	1.41%
10	株式会社みずほ銀行	720,152	1.26%

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数第2位未満を四捨五入して表示しております。